

## 第2 事業の状況

### 1. 業績等の概要

以下、平成28年度及び平成29年度の各勘定別の損益状況等について記載しております。

#### (1) 一般勘定

一般勘定は、福祉医療貸付事業、福祉医療経営指導事業、福祉保健医療情報サービス事業及び社会福祉振興助成事業の4事業を統合したものです。

平成29年度の経常収益は福祉医療貸付金利息等の自己収入の他、運営費交付金や利子補給金、助成費補助金等の国からの財源措置により45,221百万円、経常費用は財政融資資金の借入れにかかる支払利息等により43,050百万円となった他、臨時利益が792百万円となったことにより、当期総利益は2,963百万円となっております。

なお、この当期総利益は、通則法第44条第1項の規定に基づき繰越欠損金へ充当し整理しております。

#### ○損益計算書の要旨

(単位：百万円)

費用の部			収益の部		
科目	平成28年度	平成29年度	科目	平成28年度	平成29年度
経常費用	50,780	43,050	経常収益	50,773	45,221
福祉医療貸付業務費	48,561	40,394	運営費交付金収益	2,445	1,666
経営指導業務費	291	371	福祉医療貸付事業収入	44,818	42,623
福祉保健医療情報サービス業務費	391	618	経営指導事業収入	48	52
社会福祉振興助成業務費	668	678	福祉保健医療情報サービス事業収入	4	4
一般管理費	860	986	社会福祉振興助成事業収入	-	5
雑損	5	1	補助金等収益	3,264	589
			寄附金収益	-	0
			資産見返運営費交付金戻入	186	274
			財務収益	0	-
			雑益	5	5
臨時損失	28	-	臨時利益	-	792
当期純利益 (又は当期純損失)	△34	2,963			
当期総利益 (又は当期総損失)	△34	2,963			

#### (2) 共済勘定

平成29年度の経常収益は108,575百万円であり、経常費用は103,147百万円となっております。また、法令に基づく引当金等に係る臨時損失は6,366百万円、臨時利益は996百万円となっており、当期総利益は58百万円となっております。

なお、この当期総利益は、通則法第44条第1項の規定に基づき積立金として整理しております。

#### ○損益計算書の要旨

(単位：百万円)

費用の部			収益の部		
科目	平成28年度	平成29年度	科目	平成28年度	平成29年度
経常費用	104,568	103,147	経常収益	109,268	108,575
退職手当共済業務費	104,470	103,049	運営費交付金収益	585	621
一般管理費	97	97	退職手当共済事業収入	55,185	57,852
			補助金等収益	53,468	50,059
			資産見返運営費交付金戻入	29	41
			雑益	0	0
臨時損失	4,658	6,366	臨時利益	1	996
当期純利益 (又は当期純損失)	43	58			
当期総利益 (又は当期総損失)	43	58			

### (3) 保険勘定

平成 29 年度の経常収益は 22,103 百万円、経常費用は 21,240 百万円となっており、経常利益は 863 百万円となっております。

また、臨時利益として心身障害者扶養保険責任準備金戻入益を 757 百万円計上した結果、当期総利益は 1,621 百万円となっております。

なお、この当期総利益は、通則法第 44 条第 1 項の規定に基づき繰越欠損金へ充当し整理しております。

#### ○損益計算書の要旨

(単位：百万円)

費用の部			収益の部		
科目	平成 28 年度	平成 29 年度	科目	平成 28 年度	平成 29 年度
経常費用	21,042	21,240	経常収益	20,864	22,103
心身障害者扶養保険業務費	21,005	21,199	運営費交付金収益	117	101
一般管理費	36	40	心身障害者扶養保険事業収入	20,746	22,001
雑損	-	0	資産見返運営費交付金戻入	0	0
			雑益	0	0
当期純利益 (又は当期純損失)	△152	1,621	臨時利益	24	757
当期総利益 (又は当期総損失)	△152	1,621			

### (4) 年金担保貸付勘定

平成 29 年度の経常収益は、年金担保貸付金利息収入等により 1,158 百万円、経常費用は業務委託費等により 1,262 百万円となっており、経常損失は 103 百万円となっております。

また、前中期目標期間繰越積立金取崩額を 80 百万円計上した結果、当期総損失は 20 百万円となっております。

なお、この当期総損失は、通則法第 44 条第 2 項の規定に基づき積立金を減額して整理しております。

#### ○損益計算書の要旨

(単位：百万円)

費用の部			収益の部		
科目	平成 28 年度	平成 29 年度	科目	平成 28 年度	平成 29 年度
経常費用	1,475	1,262	経常収益	1,345	1,158
年金担保貸付業務費	1,402	1,189	年金担保貸付事業収入	1,327	1,144
一般管理費	73	73	資産見返運営費交付金戻入	0	0
			財務収益	0	-
			雑益	18	14
当期純利益 (又は当期純損失)	△130	△100	臨時利益	-	3
前中期目標期間繰越積立金取崩額	130	80			
当期総利益 (又は当期総損失)	-	△20			

### (5) 労災年金担保貸付勘定

平成 29 年度の経常収益は、労災年金担保貸付金利息収入等により 17.8 百万円、経常費用は業務委託費等により 21.0 百万円となっており、経常損失は 3.1 百万円となっております。

また、臨時利益として貸倒引当金戻入益等を 0.2 百万円、前中期目標期間繰越積立金取崩額を 2.9 百万円計上した結果、損益均衡となっております。

#### ○損益計算書の要旨

(単位：百万円)

費用の部			収益の部		
科目	平成 28 年度	平成 29 年度	科目	平成 28 年度	平成 29 年度
経常費用	23.9	21.0	経常収益	19.9	17.8
労災年金担保貸付業務費	21.7	18.9	労災年金担保貸付事業収入	18.8	16.8
一般管理費	2.1	2.1	資産見返運営費交付金戻入	0.0	0.0
			財務収益	0.0	-
			雑益	1.1	0.9
当期純利益 (又は当期純損失)	△3.6	△2.9	臨時利益	0.2	0.2
前中期目標期間繰越積立金取崩額	3.6	2.9			
当期総利益 (又は当期総損失)	-	-			

## **(6) 承継債権管理回収勘定**

平成 29 年度の経常収益は、年金住宅資金等貸付金利息収入等により 21,764 百万円、経常費用は業務委託費等により 1,666 百万円となっており、経常利益は 20,097 百万円となっております。

また、臨時利益として貸倒引当金戻入益等を 782 百万円計上した結果、当期総利益は 20,879 百万円となっております。

なお、この当期総利益は、通則法第 44 条第 1 項の規定に基づき積立金として整理を行った後、平成 30 年 7 月 31 日に機構法附則第 5 条の 2 第 7 項及び同法施行令附則第 5 条の 2 第 3 項及び第 6 項の規定に基づき、その全額を国庫納付しております。

### ○損益計算書の要旨

(単位：百万円)

費用の部			収益の部		
科目	平成 28 年度	平成 29 年度	科目	平成 28 年度	平成 29 年度
経常費用	1,869	1,666	経常収益	26,998	21,764
承継債権管理回収業務費	1,726	1,539	承継債権管理回収業務収入	26,982	21,750
一般管理費	142	127	資産見返運営費交付金戻入	1	1
			財務収益	12	10
			雑益	2	2
当期純利益 (又は当期純損失)	25,346	20,879	臨時利益	217	782
当期総利益 (又は当期総損失)	25,346	20,879			

## **(7) 承継教育資金貸付けあっせん勘定**

承継教育資金貸付けあっせん勘定は、「独立行政法人整理合理化計画」(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定)に基づき、平成 20 年度から業務を休止し、平成 29 年 9 月 1 日をもって廃止しました。

## **2. 将来展望と対処すべき課題**

急速な少子・高齢化に伴う本格的な人口減少社会の中で、このまま人口減少が進行した場合、将来的に経済規模の縮小や生活水準の低下、社会保障の負担増や制度維持など深刻な影響をもたらすことが懸念されております。これらの諸問題に対して、政府では「ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）」を始めとした政策が打ち出され、各分野における施策が進められております。

保育・介護の分野においては、子育てや介護をしながら仕事を続けることができる社会をつくるため、増大する保育・介護のニーズに対応したサービス基盤の確保や、求められる保育・介護サービスを提供するための人材の確保に向けて必要な施策の推進が求められております。「ニッポン一億総活躍プラン」では、2020年代初頭までに約50万人分の介護の受け皿の整備、介護ロボットやICT等を活用した介護の生産性向上の推進、「新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）」では、待機児童を解消するため、「子育て安心プラン」を前倒しし、2020年度末までに約32万人分の保育の受け皿の整備といった具体的な施策が掲げられているところです。

医療の分野においては、将来の医療の必要量を踏まえた医療機能の分化・連携を進め、限られた医療資源の適正な配分を図ることにより、増大する医療サービスの需要に対応する地域医療提供体制を構築するため、平成28年度末までに都道府県において、高度急性期、急性期、回復期、慢性期の医療機能ごとに各地域の2025年の医療需要と病床の必要量を推計する地域医療構想の策定が完了し、政府においては「経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日閣議決定）」で、地域医療構想の実現に向けて、転換する病床数等の具体的対応方針の策定を促進するとともに、病床の転換や介護医療院への移行などが着実に進むよう、地域医療介護総合確保基金等の見直しによる病床再編の効果などこれまでの推進方策の効果・コストの検証を行い、病床のダウンサイジング支援の追加的方策を検討することが掲げられております。今後は、地域医療構想に基づき、地域内での医療機能の適正な配置を実現するため、医療機関による自主的な機能分化や都道府県から医療機関に対する個別の調整等の具体的な取組みが進められる予定です。

当機構としては、こうした増大かつ多様化するニーズに対応して、それぞれの政策の実現を推進する政策金融機関としてますます重要となる役割を果たすべく、特別養護老人ホーム、小規模・多機能型サービス拠点、地域密着型サービス拠点、障害者の自立支援に配慮したサービス基盤、保育所等の福祉施設や病院、診療所等の医療施設に対する融資やNPO等への助成など多種多様な事業を的確に推進するとともに、以下のような主要な課題に着実かつ適切に対処していくことにより、市場において積極的な評価をいただけるよう努めて参存です。

### **(1) 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備**

国の政策や福祉医療に係る事業経営環境が変化する中で、福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、組織編成、人員配置、人事評価制度、職員研修等の業務運営体制について、継続的に見直しを行っていくとともに、多岐にわたる事業を実施している当機構の特長や専門性を活かしつつ、業務間の連携を強化することにより、業務の効率的な運営を図って参ります。

### **(2) 内部統制の充実**

平成26年4月1日より金融検査マニュアルに準拠したガバナンス態勢を構築・運用しております。

具体的には、内部統制基本方針を定め、理事長のもと当機構の内部統制全体を審議するガバナンス委員会を設置し、そのもとで、金融検査マニュアルを参考に、

- ・ 法令等遵守
- ・ 各リスク管理（統合的リスク、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、システムリスク、事務リスク等）
- ・ 顧客保護等

などのそれぞれの統括管理責任部門を定め、その役割（モニタリング・報告態勢等）を明確にし、必要な内部規程等を整備しております。また、ガバナンス委員会や監査によるモニタリングを通じて内部統制の仕組みが有効に機能しているか点検・検証を行い、その結果を踏まえて、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行っております。

これらの態勢を適正に運用することにより、機構の組織規模及び事務・事業の特性を踏まえた内部統制の更なる充実を図って参ります。

### **(3) 業務・システムの効率化と情報化の推進**

情報化統括責任者（CIO）及び情報化統括責任者（CIO）補佐官を中心に、業務の見直し並びにシステム構成及び調達方法の見直しを行うことにより、システムコストの削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を行い、利用者の利便性向上及び政府の方針を踏まえた情報セキュリティ対策を実施しつつ、情報シ

システムの整備及び機構が行う事業・業務の情報化を計画的かつ合理的に進めるとともに、情報化推進体制の強化を図って参ります。

#### **(4) 東日本大震災等の被災者に対する迅速な対応**

東日本大震災、平成 28 年熊本地震、平成 30 年 5 月 20 日から 7 月 10 日までの間の豪雨及び暴風雨による災害、平成 30 年 8 月 20 日から 9 月 5 日までの間の暴風雨及び豪雨による新潟県岩船郡粟島浦村等の区域に係る災害、平成 30 年北海道胆振東部地震により被災した社会福祉施設、医療施設等の復旧を支援するため一定期間無利子や融資率を 100%とする等の優遇措置を講じるとともに、旧債務に係る積極的な条件変更（償還期間の延長、金利の見直し等）、災害復旧のための新規貸付条件の更なる緩和（償還期間を最大 39 年・据置期間を最大 5 年\*の延長、無担保貸付額の拡充等）を講じており、今後も引き続き被災地の復旧・復興を支援して参ります。

※ 東日本大震災以外は 3 年。

### 3. 事業等のリスク

#### (1) 国等の政策及び関与に伴うリスク

当機構は、国の政策・指針等に即して地方公共団体が策定する整備計画等に基づく社会福祉施設等の計画的整備、質の高い効率的な医療を提供するための医療制度改革に即した医療提供体制の構築及び年金受給者の自立支援等、国の福祉政策及び医療政策と連携を図り、社会福祉の増進や医療の普及の向上等、政策目的の実現のため、政府と一体となって事業を推進しております。従ってこれらの国等の政策及び関与に伴い事業等に影響を受けることがあります。

#### (2) 国等の政策評価等に伴うリスク

当機構は、通則法第 32 条及び第 35 条等により、各事業年度における業務の実績について厚生労働大臣の評価を受けなければならないとされております。また、厚生労働大臣は、中期目標の期間の終了時まで、当機構の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとされております。

#### (3) 当機構における貸付事業について

##### ① 金利リスク等について

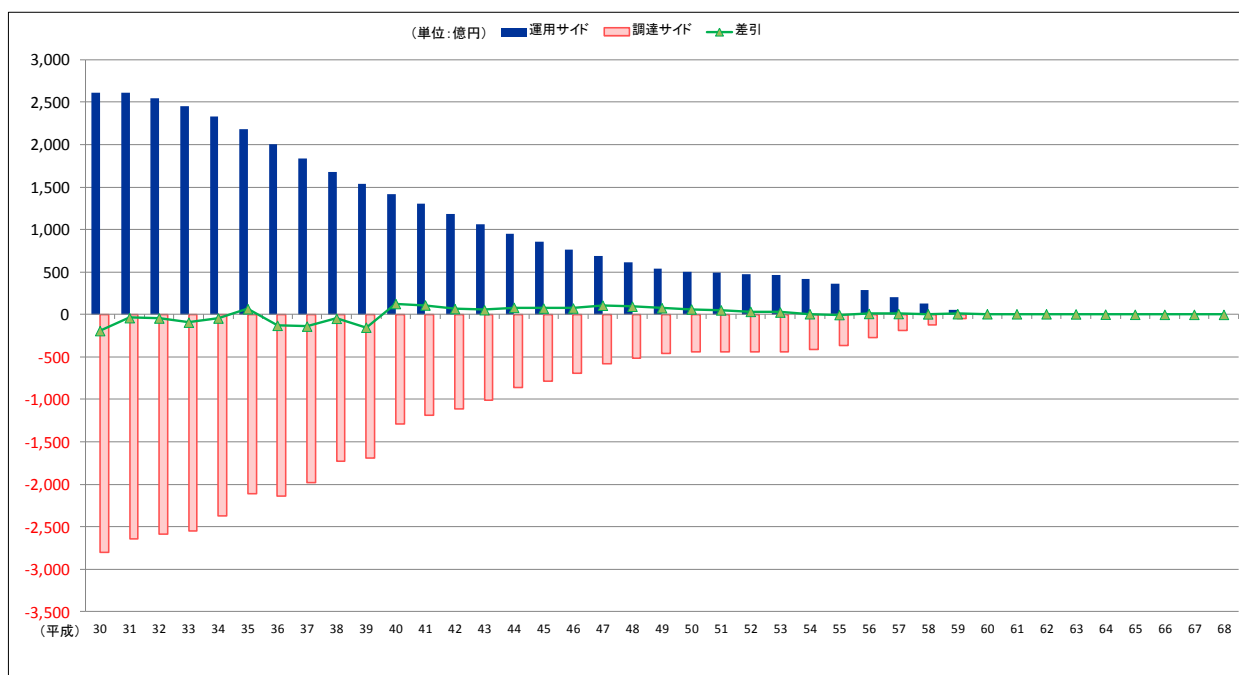
当機構における貸付事業は、調達期間と貸付期間が一致していないものがあること、また金利スワップ等のリスクヘッジを行っていないことから、金利リスクが発生しております。これらの金利リスクは、当機構が負っております。

また、当機構の一般勘定の貸付金は長期かつ低利であることから、金利低下局面において繰上償還が生じるリスクがありますが、任意の繰上償還に際して所定の弁済補償金を徴収する弁済補償金制度を導入することで、再運用リスクの軽減を図っております。

このように、金利動向により当機構の貸付事業が一定の影響を受ける可能性がありますが、これら貸付事業において生じる損失については、予算措置により受け入れる利子補給金により補てんされております。

なお、当機構では、資産・負債を総合的に管理する観点から、金利リスクの把握・分析に努めており、デュレーション分析、マチュリティアラダー分析等の手法を活用しております。

平成 29 年度末 貸付事業（一般勘定）のマチュリティアラダーグラフ



<平成 29 年度 一般勘定における貸付事業の運用サイドと調達サイド各要素>

運用サイド (貸付金)	調達サイド (借入金・債券)
○貸付金残高 福祉貸付 20,901 億円 医療貸付 14,380 億円 計 35,281 億円  (貸付金償還方法) 福祉貸付 ・元金均等毎月償還 (利息も同じ) 医療貸付 ・元金均等毎月または 3 か月賦償還 (利息も同じ)	●借入金等残高 財政融資資金借入金 31,929 億円 債権 (財投機関債) 2,350 億円 貸付受入金相当分 685 億円 計 34,964 億円  (財政融資資金借入金償還方法) 元金均等年 2 回償還 (利息も同じ) (債券償還方法) 満期一括償還 (利息年 2 回)
○貸付平均利回り 福祉貸付 1.14% 医療貸付 1.40% 計 1.25%	●借入金等平均利回り 財政融資資金借入金 1.14% 民間借入金 (短期) 0.07% 債券 (財投機関債) 1.08% 計 1.14%
○貸付平均残余年数 福祉貸付 18.42 年 医療貸付 16.73 年 計 17.73 年	●借入金等平均残余年数 財政融資資金借入金 17.53 年 債権 (財投機関債) 5.42 年 計 16.70 年
○当初平均貸付期間 福祉貸付 26.78 年 医療貸付 27.24 年 計 26.90 年	●当初平均借入等期間 財政融資資金借入金 26.68 年 債権 (財投機関債) 10.00 年 計 25.32 年
○デュレーション 9.22	●デュレーション 8.89

② 貸倒リスクについて

(ア) 一般勘定

一般勘定における貸付金は、貸付先である社会福祉及び医療の関連事業者等が経営困難に陥った場合、将来的に貸倒損失によって処理される可能性があるため事業収支を悪化させるリスクがありますが、当機構は適切な債権管理に努めるとともに延滞債権の回収とその発生額の減少に努めております。

(イ) 年金担保貸付勘定

年金担保貸付事業においては、貸付金の回収にあたり年金支給機関からの年金支給時に直接回収を行っております。当該貸付は、債務者の死亡や年金受給権の失権等により貸倒リスクが発生する可能性がありますが、借入希望者の多くが利用する公益財団法人年金融資福祉サービス協会\*による信用保証制度によってその貸倒リスクは軽減されております。なお、当該貸付事業においても一般勘定における貸付事業と同様にリスク管理債権の発生減少に努めていくこととしております。

(ウ) 労災年金担保貸付勘定

労災年金担保貸付事業は、平成 16 年 4 月 1 日に労働福祉事業団の解散に伴い当機構へ業務移管されたものです。

労災年金担保貸付事業においても、貸付金の回収にあたり厚生労働省からの年金支給時に直接回収を行っております。当該貸付は、債務者の死亡や年金受給権の失権等により貸倒リスクが発生する可能性がありますが、平成 16 年度から年金担保貸付事業同様、公益財団法人年金融資福祉サービス協会による信用保証制度によってその貸倒リスクは軽減されております。なお、当該貸付事業においても年金担保貸付事業と同様にリスク管理債権の発生減少に努めていくこととしております。

※ 公益財団法人年金融資福祉サービス協会

年金担保貸付における信用保証制度で、厚生年金保険等の年金受給者が年金担保小口資金を借り受けるときに、個人の連帯保証人に代わり、協会が連帯保証人を引き受ける事業を行っております。なお、平成 29 年度における貸付利用者のうち 99.9% (年金担保貸付 99.9%、労災年金担保貸付 100.00%) が当制度を利用しております。

<貸付事業における債権分類について>

一般勘定においては、平成10年度から従来の延滞債権額に加え、民間金融機関の基準に準じて、破綻先債権額、3箇月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額を開示しております。

また、年金担保貸付勘定においては平成13年度から、労災年金担保貸付勘定においては平成16年度から、それぞれ業務の開始に伴い開示しております。

(一般勘定)

(単位：百万円)

区 分		平成28年度	平成29年度
破綻先債権	(A)	1,569	1,818
延滞債権	(B)	36,280	37,852
3箇月以上延滞債権	(C)	145	1,062
貸出条件緩和債権	(D)	42,110	42,926
合計 = (A) + (B) + (C) + (D)	(E)	80,105	83,660
総貸付残高	(F)	3,488,637	3,528,102
比率 (E) / (F) × 100		2.30%	2.37%

(年金担保貸付勘定)

(単位：百万円)

区 分		平成28年度	平成29年度
破綻先債権	(A)	51	40
延滞債権	(B)	43	33
3箇月以上延滞債権	(C)	13	12
貸出条件緩和債権	(D)	19	11
合計 = (A) + (B) + (C) + (D)	(E)	128	98
総貸付残高	(F)	70,020	57,404
比率 (E) / (F) × 100		0.18%	0.17%

(労災年金担保貸付勘定)

(単位：百万円)

区 分		平成28年度	平成29年度
破綻先債権	(A)	1	1
延滞債権	(B)	-	0
3箇月以上延滞債権	(C)	-	0
貸出条件緩和債権	(D)	1	-
合計 = (A) + (B) + (C) + (D)	(E)	3	1
総貸付残高	(F)	1,618	1,351
比率 (E) / (F) × 100		0.19%	0.09%

(承継債権管理回収勘定)

(単位：百万円)

区 分		平成28年度	平成29年度
破綻先債権	(A)	7,663	7,028
延滞債権	(B)	4,291	3,858
3箇月以上延滞債権	(C)	4,180	3,462
貸出条件緩和債権	(D)	20,748	16,408
合計 = (A) + (B) + (C) + (D)	(E)	36,883	30,757
総貸付残高	(F)	672,335	508,620
比率 (E) / (F) × 100		5.49%	6.05%

注1) 区分の定義は、以下のとおりです。

- (A) 破綻先債権 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。
- (B) 延滞債権 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
- (C) 3箇月以上延滞債権 3箇月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3箇月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
- (D) 貸出条件緩和債権 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金



利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3箇月以上延滞債権に該当しない貸出金です。

注2) 一般勘定における総貸付残高(F)には、以下の貸付受入金が含まれております。

- ・平成28年度貸付受入金 91,103百万円
- ・平成29年度貸付受入金 68,475百万円

注3) 承継債権管理回収勘定

(1) 総貸付残高(F)には、以下の仮受金が含まれております。

- ・平成28年度仮受金 568百万円
- ・平成29年度仮受金 552百万円

(2) 債権質により転借人から回収している債権については、当該転貸債権の状況により判断しており、当該転貸債権の正常債権については、リスク管理債権に含めておりません。

- ・平成28年度 2,238百万円
- ・平成29年度 1,739百万円

(3) リスク管理債権のうち、金融機関の保証で全額回収が見込まれる債権があり、当該債権額とその額を除いた比率は以下のとおりです。

- ・平成28年度 26,507百万円 1.54%
- ・平成29年度 21,164百万円 1.89%

注4) 金額の百万円未満は、切り捨て表示しております。

#### <貸出金の自己査定について>

当機構における平成29年度末における貸出金の資産内容につきましては次のとおりです。

(一般勘定)

(単位：件、百万円)

区分	債務者区分	貸付先数	貸付金残高
一般債権	正常先	9,981	2,292,942
	要注意先	3,435	1,124,552
	要管理先以外	3,325	1,079,083
	要管理先	110	45,469
	計	13,416	3,417,495
貸倒懸念債権	破綻懸念先	60	32,217
破産更生債権等	実質破綻先	59	8,094
	破綻先	23	1,818
	計	82	9,913
合計	合計	13,558	3,459,627

(年金担保貸付勘定)

(単位：件、百万円)

区分	債務者区分	貸付先数	貸付金残高
一般債権	正常先	199,322	57,329
	要注意先	9	1
	要管理先以外	9	1
	要管理先	-	-
	計	199,331	57,331
貸倒懸念債権	破綻懸念先	34	9
破産更生債権等	実質破綻先	60	28
	破綻先	49	35
	計	109	63
合計	合計	199,474	57,404

(労災年金担保貸付勘定)

(単位：件、百万円)

区 分	債務者区分	貸付先数	貸付金残高
一般債権	正常先	3,046	1,350
	要注意先	1	0
	要管理先以外	1	0
	要管理先	-	-
	計	3,047	1,350
貸倒懸念債権	破綻懸念先	1	0
破産更生債権等	実質破綻先	-	-
	破綻先	2	0
	計	2	0
合 計		3,050	1,351

(承継債権管理回収勘定)

(単位：件、百万円)

区 分	債務者区分	貸付先数	貸付金残高
一般債権	正常先	40,072	100,023
	要注意先	126,746	393,057
	要管理先以外	92,779	320,602
	要管理先	33,967	72,455
	計	166,818	493,080
貸倒懸念債権	破綻懸念先	94	5,239
破産更生債権等	実質破綻先	704	3,276
	破綻先	1,905	7,023
	計	2,609	10,300
合 計		169,521	508,620

注1) 債務者区分は以下のとおりです。

- ・正常先 : 業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がない債務者をいう。
- ・要注意先 : 金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済、もしくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者の他、業況が低調ないし不安定な債務者または財務内容に問題があるなど今後の管理に注意を要する債務者をいう。
- ・要管理先以外 : 要注意先のうち要管理先以外の債務者をいう。
- ・要管理先 : 要注意先に対する債権のうち3か月以上延滞債権（元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3か月以上延滞している貸出債権）及び貸出条件緩和債権（経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権）となっている債務者をいう。
- ・破綻懸念先 : 現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者をいう。
- ・実質破綻先 : 法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが不明瞭な状況にあると認められる等実質的に経営破綻に陥っている債務者をいう。
- ・破綻先 : 破産、清算、会社更生、民事再生又は手形交換所の取引停止処分等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者をいう。

注2) 一般勘定における貸付金残高は、貸付受入金残高68,475百万円を控除したものです。

注3) 承継債権管理回収勘定における貸付先数は、貸付件数を計上しております。

注4) 金額の百万円未満は、切り捨て表示しております。

#### (4) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務について

承継年金住宅融資等債権管理回収業務は、機構法附則第5条の2の規定により、年金資金運用基金が行っていた年金住宅融資等債権の管理・回収業務を、当機構が平成18年4月1日に承継したものです。

当該業務については新たな貸付けを行っておりません。また、承継した債権については、貸付先の財務状況等の把握及び分析、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時行うことにより、適切な債権管理・回収を行っております。

なお、今後、貸倒れによる損失等により繰越欠損金が発生した場合は、欠損金相当額を出資金から減額する仕組みとなっておりますので、新たな負担が発生する等のリスクはございません。

#### **4. 経営上の重要な契約等**

当機構の経営に際して重要な契約等はありません。

#### **5. 研究開発活動**

当機構において研究開発活動は行っておりません。

## 6. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

### (1) 平成 29 年度末における財政状態について

当機構における法人全体の資産は、4兆2,296億円となっております。これを各勘定別に見ますと、一般勘定の3兆4,604億円が全体の81.81%を、また、承継債権管理回収勘定の5,866億円が13.86%を占めております。

その資産の主なものは長期貸付金であり、一般勘定においては3兆4,596億円を、また、承継債権管理回収勘定で5,080億円を計上しており、資産全体の81.79%、12.01%をそれぞれ占めております。

一方、負債については一般勘定の3兆4,406億円が全体の95.02%を占めております。

<各勘定別の財政状態>

(単位：百万円)

	一般勘定	共済勘定	保険勘定	年金担保貸付勘定	労災年金担保貸付勘定	承継債権管理回収勘定	承継教育資金貸付けあつせん勘定	法人単位
資産の部	3,460,419	45,226	75,019	57,876	4,465	586,600	-	4,229,607
負債の部	3,440,620	45,125	76,367	57,492	46	1,289	-	3,620,941
純資産の部	19,799	101	△1,347	383	4,418	585,311	-	608,666
負債純資産合計	3,460,419	45,226	75,019	57,876	4,465	586,600	-	4,229,607

### (2) 平成 29 年度における経営成績について

当機構における法人全体の経常収益は、1,988億円となっております。勘定別では、共済勘定の1,085億円が全体の54.60%、一般勘定の452億円が22.74%、保険勘定の221億円が11.11%をそれぞれ占めております。

一方、経常費用においては、法人全体で1,703億円であり、共済勘定の1,031億円が全体の60.53%を、一般勘定の430億円が25.26%を占めております。

さらに法人全体の当期利益は255億円となっており、主な要因は、承継債権管理回収勘定で208億円、一般勘定で29億円、保険勘定で16億円の当期利益が発生したことによるものです。

なお、当機構では機構法第15条及び機構法附則第5条の2第5項に基づき区分経理することとなっておりますので、各勘定別の詳細につきましては、本説明書50～52ページの「発行者情報の部 第2事業の状況 1.業績等の概要」をご参照ください。

<各勘定別の経営成績>

(単位：百万円)

	一般勘定	共済勘定	保険勘定	年金担保貸付勘定	労災年金担保貸付勘定	承継債権管理回収勘定	承継教育資金貸付けあつせん勘定	法人単位
経常収益	45,221	108,575	22,103	1,158	17	21,764	-	198,841
経常費用	43,050	103,147	21,240	1,262	21	1,666	-	170,389
経常利益又は損失	2,170	5,427	863	△103	△3	20,097	-	28,452
臨時利益	792	996	757	3	0	782	-	3,332
臨時損失	-	6,366	-	-	-	-	-	6,366
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-	-	-	80	2	-	-	83
当期利益又は損失	2,963	58	1,621	△20	-	20,879	-	25,502

### (3) 平成 29 年度キャッシュ・フロー計算書について

当機構における法人全体の業務活動によるキャッシュ・フローは 545 億円の支出、投資活動によるキャッシュ・フローは 370 億円の収入、財務活動によるキャッシュ・フローは 441 億円の収入となっております。その結果、資金増加額が 266 億円となり、資金期末残高は 666 億円となっております。

(単位：百万円)

	一般勘定	共済勘定	保険勘定	年金担保貸付勘定	労災年金担保貸付勘定	承継債権管理回収勘定	承継教育資金貸付けあつせん勘定	法人単位
I 業務活動によるキャッシュ・フロー	△56,561	6,495	△1,577	12,493	261	△15,631	-	△54,518
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	△707	11,899	1,559	△10	△0	24,291	-	37,031
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	56,660	△5	△1	△12,513	△0	△6	-	44,132
IV 資金増加額又は減少額	△608	18,389	△19	△30	261	8,653	-	26,645
V 資金期首残高	4,304	21,536	55	363	2,838	10,887	-	39,986
VI 資金期末残高	3,695	39,925	36	332	3,100	19,541	-	66,632

### (4) 平成 29 年度行政サービス実施コスト計算書について

行政サービス実施コスト計算書は、独立行政法人の財務状況及び国民負担を統一的な尺度で明らかにするため、企業会計原則に準拠した独立行政法人会計基準に基づく財務諸表の一つとして作成しております。

行政サービス実施コストでは、国民の将来の負担や内在的な損失等を明確にするため将来生じ得るリスクについても民間企業と同様の評価を行い、また、通常コストとして認識されない政府出資金等に係わる機会費用についてもコストとして認識しております。

(単位：百万円)

科 目	一般勘定	共済勘定	保険勘定	年金担保貸付勘定	労災年金担保貸付勘定	承継債権管理回収勘定	承継教育資金貸付けあつせん勘定	法人単位
I 業務費用	△432	45,294	△761	100	2	△20,878	-	23,325
II 損益外減価償却相当額	1	-	-	0	-	-	-	1
III 損益外除売却差額相当額	34	-	-	-	-	-	-	34
IV 引当外賞与見積額	1	△1	△0	-	-	-	-	0
V 引当外退職給付増加見積額	△152	△65	△23	△0	△0	△0	-	△242
VI 機会費用	9	-	-	-	1	293	-	304
VII 行政サービス実施コスト	△537	45,227	△786	100	4	△20,585	-	23,423

### (5) 平成 30 年度財政投融资対象事業に関する政策コスト分析について

平成 30 年度政策コスト分析結果は下記のとおりです。

なお、政策コスト分析では、平成 30 年度財政投融资対象事業である一般勘定（福祉医療貸付事業）についての分析がなされております。分析は、平成 31 年度以降は新規事業を行わない、将来にわたる補助金等の総額を現在の価値として評価する（割引現在価値額）、出資金等の機会費用をコストとして計上する等、一定の前提のもとに行われております。

区 分	政策コスト	分析期間
一般勘定（福祉医療貸付事業）	△335 億円	38 年間

なお、当該分析の詳細につきましては財務省ホームページで公表されております。

○財務省ホームページ

[https://www.mof.go.jp/about\\_mof/councils/fiscal\\_system\\_council/sub-of\\_filp/report/zaitoa300726/12.pdf](https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/report/zaitoa300726/12.pdf)

## (6) 業務実績の大臣評価等について

### ①平成 29 年度業務実績の大臣評価結果

当機構は、通則法第 32 条に基づき、各事業年度における業務の実績について、厚生労働大臣の業績評価を受けております。以下は、当機構の平成 29 年度の業務実績の評価結果（平成 30 年 9 月 20 日付）を抜粋したものです。

#### ○平成 29 年度業務実績全般の評価

項目別評定は 16 項目中、A が 4 項目、B が 12 項目であり、また、全体の評定を引き下げる事象もないことから、「B」と評価する。

なお、平成 26 年度までの評価結果と比較して、平成 27 年度以降の評価結果については当省が所管する独立行政法人全般で相当程度差異が生じている。

これは、従前から「独立行政法人の評価に関する指針」に則り適切な評価を行ったところであるが、平成 27 年度より、「平成 26 年度における独立行政法人の業務の実績及び平成 26 年度に中期目標期間を終了した独立行政法人の中期目標の期間における業務の実績に関する評価の結果についての点検結果」（平成 27 年 11 月 17 日付独立行政法人評価制度委員会）における、A 評定を付す場合の根拠、理由等のより一層の明確化等の指摘を踏まえた評価を実施しているためであり、（独）福祉医療機構の事業実施内容については、全体の評定が A となっている年度と同水準であると認められる。項目別評定については、次のとおりである。

福祉貸付事業は、2 つの定量目標が 120% 以上の達成度であることに加え、審査処理期間についても 100% を上回っていることは高く評価できる。定性面では、民間金融機関の貸付規模の実績からみると協調融資については更なる取組を期待したいところであるが、一定規模の借入申込案件は原則として協調融資の利用を前提とするなどの取組も行われており、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の基盤整備に貢献したことから「A」と評価する。

医療貸付事業は、定量目標については計画を大幅に上回る実績を上げ、定性面での実績においても、医療関係施設の耐震化整備、医療機能分化等を推進する施設整備や平成 28 年熊本地震並びに東日本大震災に迅速かつ的確に対応し、国の医療政策に即して民間の医療関係施設等の基盤整備を支援することができたことから「A」と評価する。

債権管理は、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、所期の目標どおり、社会福祉施設及び医療施設等の維持及び存続を図りつつ、貸付債権の適正な管理を行っており、その結果、リスク管理債権比率が引き続き低い水準を維持している等の成果が得られていることから「B」と評価する。

福祉医療経営指導事業は、社会福祉法人・医療法人等のニーズを把握した上で、法人の経営分析やガバナンスの強化に重点をおいた事業の展開を講じており、定量面で目標を大幅に上回る成果が得られているほか、定性面でもリサーチレポートがマスコミに記事として数多く引用されている等の高い評価を受けていることから「A」と評価する。

社会福祉振興助成事業は、P D C A サイクルの仕組みを構築しており、効果的な資金助成を実現するとともに、定量面でも全目標における平均達成度は 100% を超えており、適切に事業を実施しているものと評価できることから「B」と評価する。

退職手当共済事業は、事務処理の見直し、記載ミスの多い項目とその要因分析資料のホームページ掲載等を実施し、請求書の平均処理期間の短縮に取り組んだ。また、電子届出システムについては、共済契約者に対して郵送や電話による利用案内を実施するなど、積極的に利用促進に取り組んだ。その結果、いずれも目標を上回る達成度であることは高く評価できることから「A」評価とする。

心身障害者扶養保険事業は、基本ポートフォリオに基づき、扶養保険資金を運用した結果、概ね資産ごとのベンチマーク収益率を確保するとともに、事業の財務状況等を検証・公表し、事業の安定的な運営を図るなど、所期の目標を達成していることから「B」と評価する。

福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET 事業）は、年間ヒット件数は目標値を大幅に上回るとともに、利用者満足度も目標値を上回っており、定量面では全項目が 100% を超える達成度であった。定性面でも、法改正に対応すべく国と密接に連携してシステム整備を進めたことは評価できることから「B」と評価する。

年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業は、「年金担保貸付事業廃止計画」に基づく制度改正により、事業規模の大幅な縮減が図られていること、また、平成 33 年度末を目標とした新規貸付の終了に向けて、受託金融機関や国との協議調整を行い、周知広報の準備を進めたことから「B」と評価する。

承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務は、第三者弁済契約の延長及び 7 法人の新設合併を完了させたことにより、平成 30 年度以降も安定的な債権回収を継続できる体制を整備したこと、また、関係金融機関等との債権一部譲渡契約を通じて、約定償還を大きく超える回収を行ったことから「B」と評価する。

業務・システムの効率化と情報化の推進については、業務・システム最適化計画に基づき、品質を保持した上で低廉な委託業者を調達するとともに、業務システムの改修を適切に実施したこと、また、ICT リ

テラシーの向上を図るため、職員に対する OA 操作研修を定期的で開催したことから「B」と評価する。

経費の節減については、定量面においては、効率的な執行に努めた結果、一般管理費及び業務経費とも目標を達成したことは評価できる。定性面においても、契約の適正化やラスパイレス指数の改善に継続的に取り組んでいることから「B」評価とする。

運営費交付金以外の収入の確保等については、利用者負担に配慮しつつ、事業目的を損なわない範囲で予算額を上回る自己収入を確保したこと、また、福祉医療機構債券の発行については、説明会・IRの積極的な実施等により、適切な発行条件で円滑な資金調達を行ったこと、さらに、不要財産の国庫納付については、計画どおり適切に実施し、全ての職員宿舍の国庫納付を完了したことから「B」評価とする。

効率的かつ効果的な業務運営体制の整備については、福祉医療貸付に係る管理を強化するための組織見直しを実施し、効率的かつ効果的な業務運営体制を整備したほか、WAM NET 基盤を活用した連絡用掲示板を設置するなど、業務間で連携した取組みを実施したことから「B」評価とする。

業務管理（リスク管理）の充実については、ガバナンスの更なる高度化を図るため、ガバナンス委員会において、各種モニタリング活動の報告及び活動結果を踏まえた関連規程類の見直しを実施した。また、データセンターへのサーバ移設など、情報セキュリティ対策の更なる高度化を図ったことから「B」評価とする。

人事に関する事項については、定量面では、期末の常勤職員数は期初の 100%以内となり、目標を達成するとともに、参事制度・副参事制度を引き続き実施するなど組織の活性化に取り組んだほか、人材育成のための研修内容の充実を図っていることから「B」評価とする。

## ②中期目標期間の業務実績の評価結果

当機構の第三期中期目標期間は平成 29 年度が最終年度であることから、通則法第 32 条に基づき、厚生労働大臣より、中期目標期間における評価を受けております。以下は、当機構の第三期中期目標期間の業務実績評価結果（平成 30 年 9 月 20 日付）を抜粋したものです。

### ○中期目標期間の業務実績全般の評価

総合評定については、16 項目中、A が 5 項目、B が 11 項目であり、また、全体の評定を引き下げる事象もないことから、「B」と評価する。

なお、平成 26 年度以前と平成 27 年度以降の評価結果を比較すると相当程度の差異が生じている。

これは、従前から「独立行政法人の評価に関する指針」に則り適切な評価を行ったところであるが、平成 27 年度より、「平成 26 年度における独立行政法人の業務の実績及び平成 26 年度に中期目標期間を終了した独立行政法人の中期目標の期間における業務の実績に関する評価の結果についての点検結果」（平成 27 年 11 月 17 日付独立行政法人評価制度委員会）における、A 評定を付す場合の根拠、理由等のより一層の明確化等の指摘を踏まえた評価を実施しているためであり、平成 27 年度以降の（独）福祉医療機構の事業実施内容については、全体の評定が A となっていた平成 26 年度までと同水準であると認められる。

項目別評定については、以下の項目を除き、概ね平成 29 年度業務実績評価と同内容となっている。

・経費の節減については、業務量が増加していく中において、一般管理費及び業務経費とも目標を大きく上回る削減を行っており、定性面においても、契約の適正化やラスパイレス指数の改善に継続的に取り組んでいることは高く評価できることから、「A」評価とする。

なお、各評価結果の全文につきましては、当機構ホームページ又は、厚生労働省ホームページで公表されております。

### ○当機構ホームページ

<http://www.wam.go.jp/hp/koukai-tabid-63/koukai-jisseki-tabid-118/>

### ○厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/seisaku-hyouka.html>

### **第3 設備の状況**

#### **1. 設備投資等の概要**

平成29年度は、個別空調機の増設等で合計5百万円の契約を行っております。

#### **2. 主要な設備の状況**

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

内 容	所 在 地	建 物	構 築 物	車 両・ 運 搬 具	工 具 器 具 備 品	土 地		合 計
		帳簿価格	帳簿価格	帳簿価格	帳簿価格	面 積	帳簿価格	帳簿価格
事務所等	東京都 港区他	18	-	0	191	-	-	210

#### **3. 設備の新設・除却等の計画**

平成30年度の主要な設備等への支出計画は特にありません。



## 第4 発行者の状況

### 1. 資本金残高の推移

当機構における資本金残高の推移は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

区分	平成 25 年度末	平成 26 年度末	平成 27 年度末	平成 28 年度末	平成 29 年度末
一般勘定※ <sup>1</sup>	23,793	23,793	23,354	22,136	21,787
共済勘定	—	—	—	—	—
保険勘定	—	—	—	—	—
年金担保貸付勘定	—	—	—	—	—
労災年金担保貸付勘定	5,831	4,397	4,397	4,397	4,397
承継債権管理回収勘定※ <sup>2</sup>	1,272,210	1,093,191	874,857	738,517	564,431
承継教育資金貸付け あつせん勘定	—	—	—	—	—
合 計	1,301,835	1,121,382	902,609	765,051	590,617

※<sup>1</sup> 平成 29 年度においては、独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）の「各独立行政法人について講ずべき措置」に基づき、日野宿舎を不要財産として売却し、通則法第 46 条の 2 第 2 項の規定に基づき売却代金を平成 29 年 11 月 29 日に国庫納付し、同日付で政府出資金を 348 百万円減少させております。

※<sup>2</sup> 承継債権管理回収勘定における政府出資金については、年金積立金管理運用独立行政法人法（平成 16 年法律第 105 号）附則第 3 条第 1 項の規定に基づき、平成 18 年 4 月 1 日に承継された年金住宅融資等の貸付債権額見合いとして出資されております。

また、回収された元金を国庫に納付すること等に伴い、政府出資金は機構法に基づき減額することとなっております。

なお、平成 29 年度においては、元金及び積立金の合計 199,432 百万円を国庫納付し、このうち元金見合い分の 174,086 百万円について政府出資金を減少させております。

## 2. 役員状況

役職名	氏名 理事の担当業務	任 期	略 歴
理事長	なかむらひろかず 中村裕一	自 平成30年4月1日 至 平成35年3月31日	菱進ホールディングス株式会社取締役社長 三菱UFJ信託銀行株式会社執行役員
理事	はらぐちまこと 原口真 総務部、企画管理部 NPO リソースセンター	自 平成29年10月1日 至 平成31年9月30日	厚生労働省大臣官房付
理事	かざまこうじ 風間弘次 福祉医療貸付部 経営サポートセンター 年金貸付部、大阪支店	自 平成29年10月1日 至 平成31年9月30日	独立行政法人福祉医療機構企画管理部長
理事	みうらよしひろ 三浦由博 経理部、顧客業務部 共済部	自 平成29年10月1日 至 平成31年9月30日	みずほヒューマンサービス株式会社代表取締役社長
監事	よしのひろし 吉野裕	自 平成30年7月1日 至 平成34年度の財務諸表 承認日	ちばぎんアセットマネジメント株式会社取締役社長
監事 (非常勤)	おおはしひろこ 大橋裕子	自 平成30年7月1日 至 平成34年度の財務諸表 承認日	大橋裕子公認会計士事務所所長

### **3. コーポレート・ガバナンスの状況**

#### **(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な体制**

当機構は、機構法第3条に基づき、社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通並びにこれらの施設に関する経営指導、社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業等を行い、もって福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ることとされております。また、この他年金制度等に基づき支給される年金たる給付の受給権を担保として小口の資金の貸付を行うことを目的として設立された独立行政法人です。厚生労働大臣を主務大臣とし、機構法その他の関係法令等に基づき業務運営を行っております。

当機構の業務実績に関する評価については厚生労働大臣が評価を実施し、決定しております。

当機構と主務官庁又は外部との関係等につきましては、本説明書 11～12 ページの「発行情報の部 第1 発行者の概況 3. 事業の内容 (5) 日本政府との関係について」をご参照ください。

#### **(2) 内部管理等の体制**

##### ① 役員による運営

当機構は、理事長及び理事等により構成される役員会や経営企画会議において、業務運営の基本方針等に関する審議や経営の企画及び管理に係る重要事項に関し協議を行っているほか、平成 26 年度より設置されたガバナンス委員会において、コンプライアンス態勢、リスク管理態勢及び顧客保護等管理態勢を継続的に充実させ、経営の公正性及び透明性を高めるための審議等を行っております。

##### ② 監事による監査

監事は、当機構の業務及び会計に関する監査を行っております。また、監事は、役員が不正の行為をし、もしくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は通則法等に違反する事実もしくは不当な事実があるときは、遅滞なく、その旨を理事長及び厚生労働大臣に報告しなければなりません。

##### ② 内部監査

理事長は、当機構の業務運営が規程等を遵守し、適正かつ効率的になされているかについて、職員に命じ内部監査を行っております。

##### ④ 会計監査人による監査

当機構は、通則法第 38 条第 2 項及び第 39 条により会計監査人により財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書の監査を受けており、このように監査を受けた財務諸表を作成・公表することで、当機構の会計処理に係る透明性の向上に努めております。